

教育計画・生涯学習推進計画を策定しました

計画は、情報公開コーナー（両庁舎1階）市HPで閲覧できます。

教育計画

教育委員会では、平成16年12月に「教育計画（教育プラン21）平成17年度から平成21年度」を策定し、さまざまな施策に取り組んできました。一方で、平成18年以降、教育基本法の改正や学習指導要領の改訂が行われるなど、昨今の社会情勢の変化を踏まえた対応をとる必要が出てきました。

そこで、教育計画（教育プラン21）については、1年前倒しで計画の見直し作業を行い、総合計画（後期基本計画）の策定と歩調を合わせて、今後5年間に市が目指す、新しい時代に即した教育計画 平成21年度から平成25年度 を策定しました。

なお、今後は、広報活動の一環として、教育計画の 概要版 を市役所の窓口や市内の各教育施設などで配布するほか、市立小・中学校に通っている全児童・生徒の保護者の方にも、 概要版 の一斉配布を予定しています。

教育企画課 保 (☎438 - 4070)

生涯学習推進計画

このたび、市における、だれもが主役で輝く循環型の地域学習社会の創造をめざして、「西東京市生涯学習推進計画」を策定しました。

今後計画の概要版を作成し、市役所の窓口や市内の各教育施設などで配布する予定です。

社会教育課 保 (☎438 - 4079)

あなたの
声を...

皆さんのご意見をお寄せください!!

～市民意見提出手続（パブリックコメント）～

意見提出の際には、必ず住所・氏名・計画名をお書きください。
匿名でのご意見は受けられません。

ご意見に個別に回答はしません。

計画名	地球温暖化対策地域推進計画（素案）
策定趣旨	地球温暖化問題は、その影響の大きさと深刻さから、現在緊急に取り組まなければならない重要な環境問題となっています。市では「京都議定書目標達成計画」などの内容を踏まえ、市、市民、事業者が一体となり、市の特性に応じた目標および実効性のある削減対策を掲げた「西東京市地球温暖化対策地域推進計画」を策定するために、環境審議会による審議を重ね、このたび素案がまとまりました。
閲覧方法 ^{など}	5月15日(金)から ■環境保全課（エコプラザ西東京内） ■情報公開コーナー（両庁舎1階） ■市HP
対象	市内在住・在勤・在学の方、 市内に事業所のある法人・その他団体
意見提出期間	5月15日(金)～6月15日(月)（必着）
提出方法	直接持参 郵送（〒202-0011 泉町3-12-35 エコプラザ西東京内 環境保全課） FAX 421-5410 市HPから
検討結果公表予定	7月15日(水)
担当課	環境保全課（☎438-4042）

第1号被保険者の介護保険料を改定します

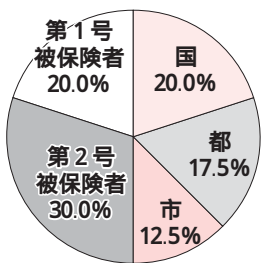
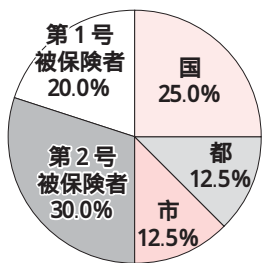
5月1日号市報でお知らせしました、第4期事業計画の中で平成21年度から23年度の第1号被保険者の介護保険料を新たに算定しましたのでお知らせします。

高齢者支援課 保（電内線2323）

1. 財源構成

介護保険事業費の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料（介護給付費交付金）、国、都、市の負担金により構成されます。第4期では、第1号被保険者の負担割合は20.0%に、第2号被保険者の負担割合は30.0%に変更されました。

介護保険の財源



上記の基本的考え方をもとに、算出した結果、第4期（平成21年度から23年度）保険料基準額は、第3期（平成18年度から20年度）と同額の3,958円としました。この基準額をもとに所得段階ごとの保険料額が決められました。

2. 第1号被保険者介護保険料

第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料は、高齢者人口や要支援・要介護認定者数等の推計を基に、介護サービスの利用に係る介護給付費や地域支援事業費等の推計により算定されます。第4期事業計画（平成21～23年度）の介護保険料を新たに算定しましたのでお知らせします。

第4期の保険料算定にあたって、当市の基本的な考え方は次のとおりです。
税制改正に伴う激変緩和措置（平成18～20年度）が終了することに伴い、税制の影響を受けた被保険者の保険料が大幅に上昇することがないよう、特例第4段階を設けるなど、所得段階の弾力化を行います。

被保険者それぞれの負担能力に応じた保険料設定を行うために、よりきめ細やかな所得段階設定と保険料率変更を行います。

介護給付費準備基金については、厳しい社会情勢を踏まえ、必要最低限度の部分を除き、可能な限りの繰り入れを行います。

介護報酬改定に伴う保険料の上昇を抑えるため、国は介護従事者処遇改善特例交付金を創設しました。市は、この交付金を基金として３年間均等に保険料軽減することとします。

第 3 期	
所得段階	保険料率
第 1 段階	0.45
第 2 段階	0.45
第 3 段階	0.70
第 4 段階	1.00 (基準額)
第 5 段階	1.25
第 6 段階	1.50
第 7 段階	1.65
第 8 段階	1.75

多
段
階
化

第4期			
所得段階	対象者	保険料率	平成21年度から23年度(保険料年額)
第1段階	生活保護の受給者および老齢福祉年金の受給者であって世帯全員が住民税非課税の方	0.43	20,400円
第2段階	世帯全員が住民税非課税であって、本人の前年の課税対象となる年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.43	20,400円
第3段階	世帯全員が住民税非課税であって、本人の前年の課税対象となる年金収入額と合計所得金額の合計が80万円より高い方	0.68	32,200円
特例第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は住民税非課税であって、本人の前年の課税対象となる年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.88	41,700円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は住民税非課税であって、本人の前年の課税対象となる年金収入額と合計所得金額の合計が80万円より高い方	1.00 (基準額)	47,400円
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.15	54,600円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.25	59,300円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	1.50	71,200円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.70	80,700円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	1.80	85,400円
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	1.90	90,200円
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.00	94,900円

介護保険料は、毎年4月1日を基準日として賦課します。

5月以降65歳になる方や、転入した方の保険料額は月割りで算定します。

合計所得金額とは、前年の繰越損失控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額です。